

生駒市消防本部告示第1号

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防署の組織に関する規程の一部を改正する告示

生駒市消防署の組織に関する規程（平成3年10月生駒市消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の4（見出しを含む。）、第9条第2項及び第13条中「火災原因調査担当官」を「火災調査担当官」に改める。

第14条第3号中セをソとし、スの次に次のように加える。

セ 車両の運行管理及び整備管理に関すること。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。